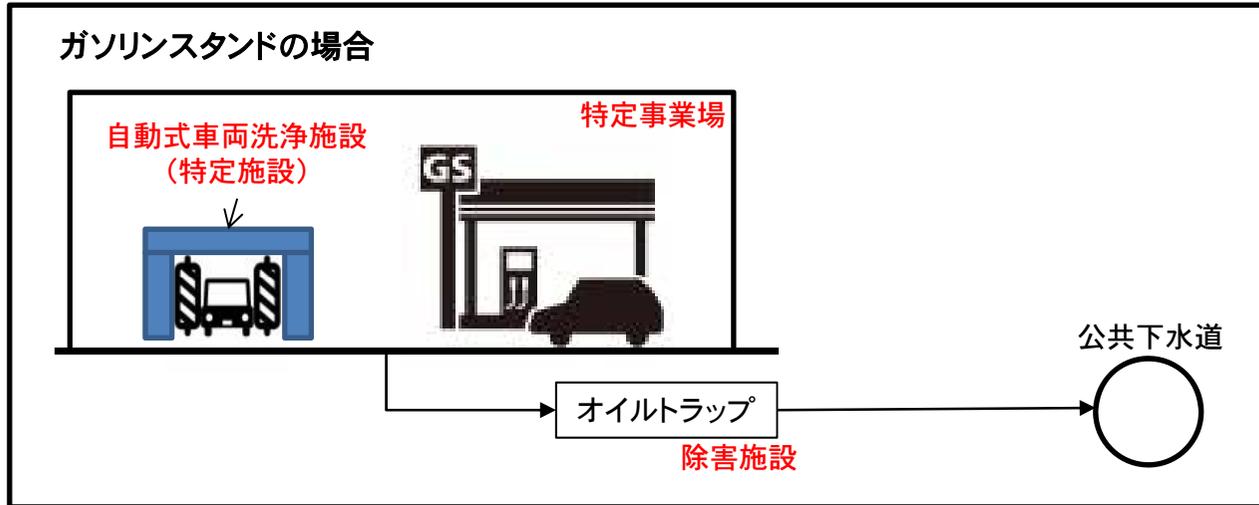


下水道法における特定施設について

敦賀市水道部下水道課



「特定施設」と「特定事業場」と「除害施設」

下水道法における「特定施設」とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排水する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法(以下、水濁法等という。)で規定されており、100種類以上の施設が該当します。また、特定施設を有する事業場又は工場が「特定事業場」として取り扱われることとなります。

水濁法等で規定されている特定施設を設置する特定事業場から公共下水道に排水することで、下水道法による特定施設が適用されます。また、特定施設の設置に際しては、事前の届出義務があります。

また、特定施設から公共下水道への排水は、下水排除基準超過のおそれがあることから、「除害施設」の設置が必要です。

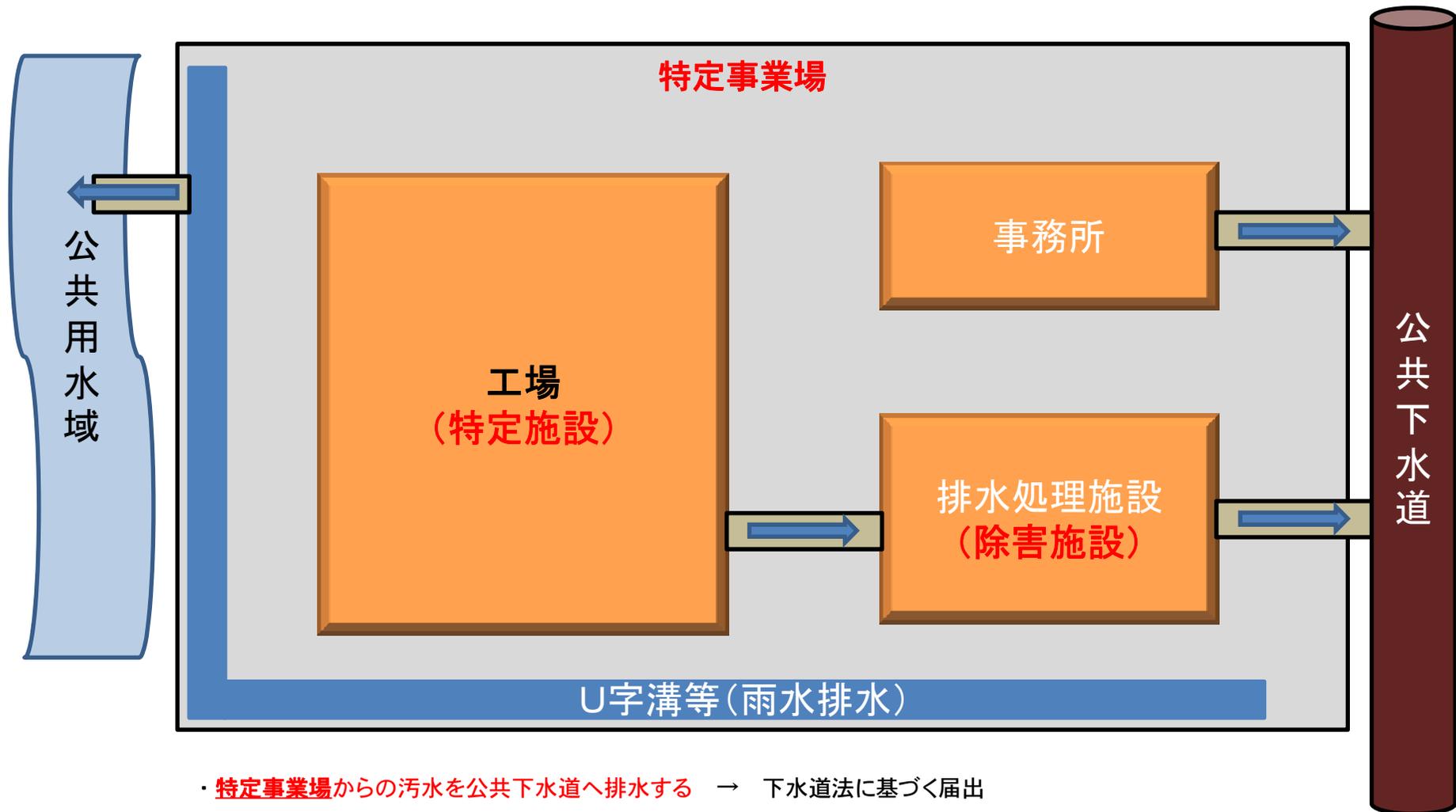
ガソリンスタンドで考えてみると・・・

- ・ 自動式車両洗浄施設 ⇒ 特定施設
- ・ ガソリンスタンド ⇒ 特定事業場
- ・ オイルトラップ ⇒ 除害施設

◎特定施設である自動式車両洗浄施設を設置することにより、ガソリンスタンドが特定事業場となります。また、公共下水道に接続するために、除害施設（オイルトラップ）が必要となります。

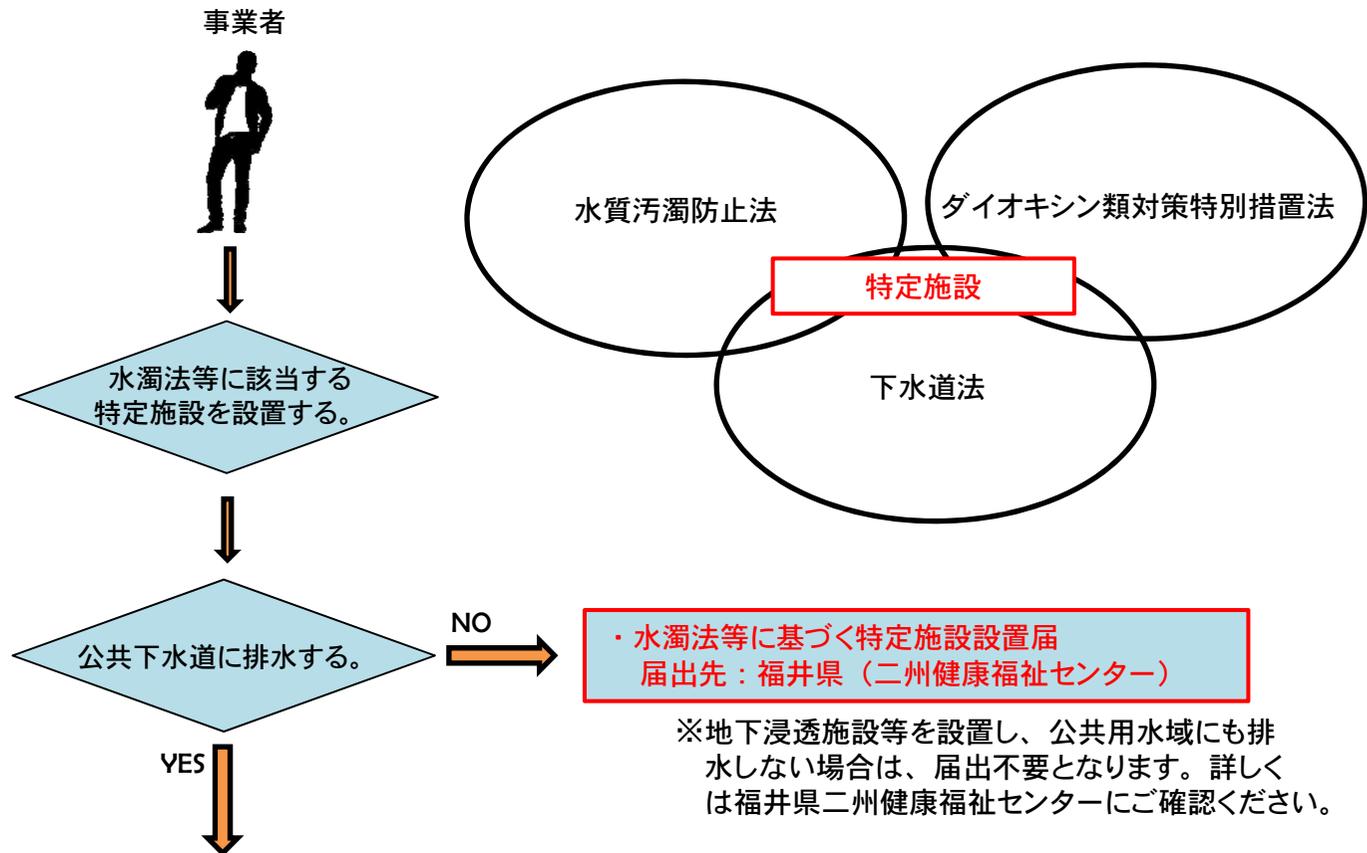
★届出事項の整理（概略）

区分	適用法律	提出先	提出期限
公共下水道に接続しない場合	・ 水濁法等	・ 福井県	施設設置の着工予定日から60日前まで
公共下水道に接続する場合	・ 水濁法等 ・ 下水道法	・ 福井県 ・ 敦賀市	施設設置の着工予定日から60日前まで



- ・ **特定事業場**からの汚水を公共下水道へ排水する → 下水道法に基づく届出
- ・ **特定事業場**からの雨水を公共用水域へ排水する → 水質汚濁防止法等に基づく届出

水質汚濁防止法に規定する特定施設 + ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 = 下水道法に規定する特定施設



・水濁法等に基づく特定施設設置届
届出先：福井県（二州健康福祉センター）

※地下浸透施設等を設置し、公共用水域にも排水しない場合は、届出不要となります。詳しくは福井県二州健康福祉センターにご確認ください。

・水濁法等に基づく特定施設設置届
届出先：福井県（二州健康福祉センター）
・下水道法に基づく特定施設設置届
届出先：敦賀市（下水道課）

③ 特定施設に係る届出事項一覧

区分	届出書の種類	届出の内容	届出の期間	罰則
新たに特定施設を設置し、公共下水道へ排水する場合	・ 特定施設 設置 届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称及び所在地 ・ 特定施設の種類 ・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の使用の方法 ・ 特定施設から排出される汚水の処理の方法 ・ 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統 	設置工事着工の60日前まで (実施制限期間※60日)	3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金 両罰規定有り
公共下水道に排水している事業場で、既に設置されている施設が法令改正等で新たに特定施設として指定された場合	・ 特定施設 使用 届出書		当該施設が特定施設となった日から30日以内	20万円以下の罰金
既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排水する場合			公共下水道を使用する日から30日以内	
届出書に記載の(4)～(7)の事項を変更する場合	・ 特定施設の構造等 変更 届出書		施設変更工事着工の60日前まで (実施制限期間※60日)	3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金 両罰規定有り
届出書に記載の(1)又は(2)の事項を変更する場合	・ 氏名変更等届出書	変更の内容等	変更があった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設の使用を廃止する場合	・ 特定施設 使用廃止 届出書	特定施設の廃止	使用を廃止した日から30日以内	
特定施設を譲り受け、又は借受、相続、合併等により届出者の地位を承継した場合	・ 承継 届出書	承継の内容等	承継があった日から30日以内	

★重要★

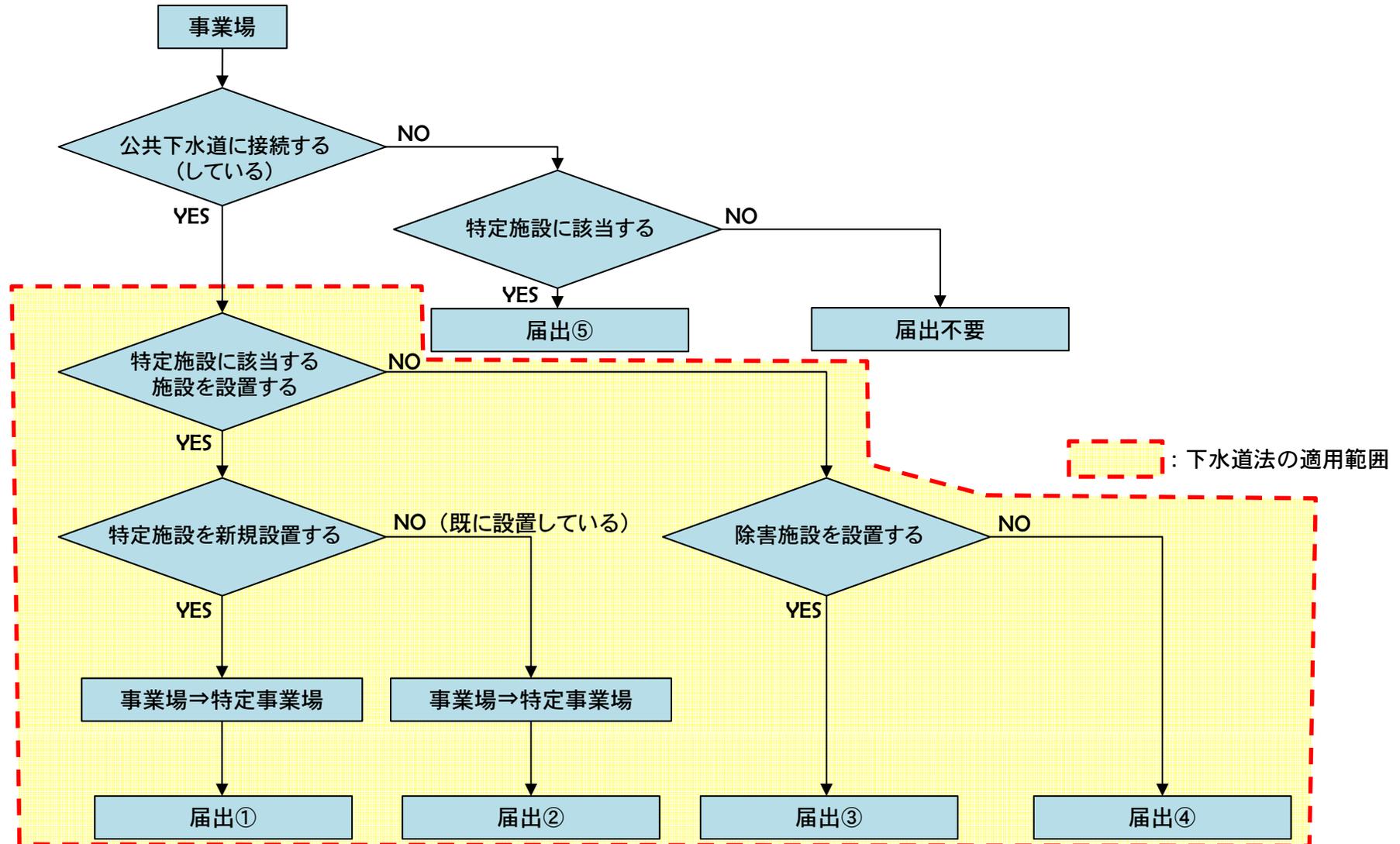
※実施制限期間

市が届出を受理してから60日間は、下水道法第12条の5に基づきその届出に係る特定施設の構造、使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずることができます。この期間のことを「実施制限期間」といいます。さらに、届出者は下水道法第12条の6により、その届出が受理された日から60日間を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならないことになっています。なお、本期間は、その内容に応じて期間を短縮することができます。

届出を提出してから、市が承認するまで（最長で60日間）は工事に着工できません!!
特定施設の設置が決まった際には、早急に届出を提出してください。

④ 特定施設に係る届出（フロー）

★公共下水道へ接続される事業者は、下記フローに基づいて、必要な届出事項を確認してください。



★各届出事項に至る事象例

届出①：新たに特定施設を設置し、公共下水道へ排水する場合

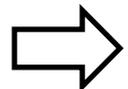
届出②：既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排水することになった場合

届出③：特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置し、公共下水道へ排水する場合

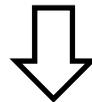
届出④：特定施設に該当しない事業場で、除害施設も設置せず、公共下水道へ排水する場合

届出⑤：特定施設に該当する施設を設置するが、公共下水道へ排水を行わない場合

届出区分		下水道法及び下水道条例 (届出先：敦賀市)		水質汚濁防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 (届出先：福井県)
		特定施設に関するもの	通常提出するもの	
①	新たに特定施設を設置し、特定事業場から公共下水道へ排水する場合	・ 特定施設設置届	・ 排水設備等計画確認申請書 ・ 除害施設設置届	・ 特定施設設置届
②	既に特定施設を設置している事業場で、新たに特定事業場から公共下水道へ排水する場合	・ 特定施設使用届	・ 排水設備等計画確認申請書 ・ 除害施設設置届	・ (特定施設設置届)
③	特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置し、公共下水道へ排水する場合	—	・ 排水設備等計画確認申請書 ・ 除害施設設置届	—
④	特定施設に該当しない事業場で、除害施設も設置せずに、公共下水道へ排水する場合	—	・ 排水設備等計画確認申請書	—
⑤	特定施設に該当する施設を設置するが、公共下水道へ排水しない場合	—	—	・ 特定施設設置届



特定施設や特定事業場は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法（以下、「水濁法等」という。）で規定されています。この特定事業場から公共下水道へ排水する場合に、下水道法による特定施設の適用となります。

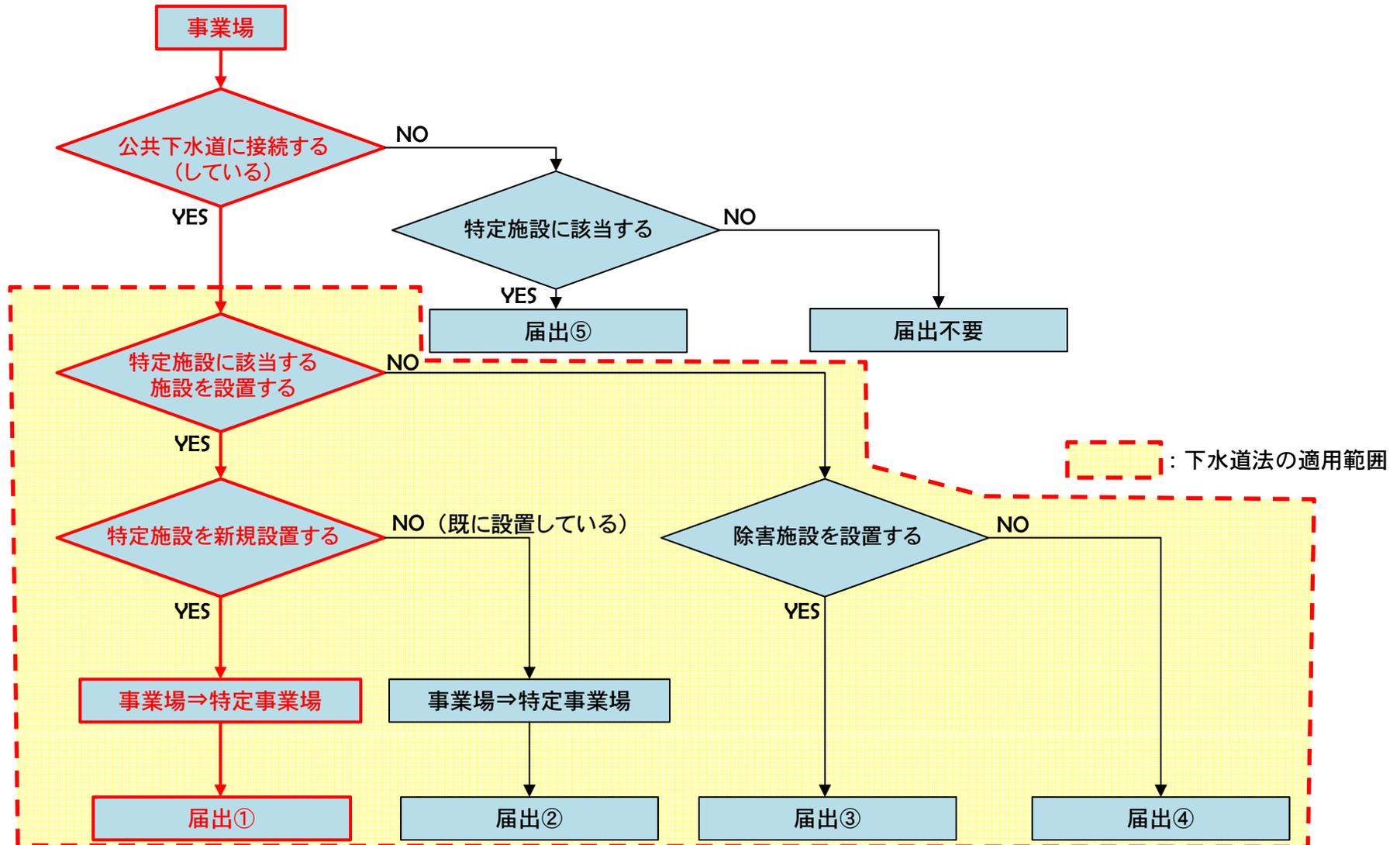


特定施設に関する考え方の手順・・・

- ① 特定施設を設置する場合、「水濁法等」による特定施設に該当→福井県へ届出
- ② 当該事業場から公共下水道に排水する場合のみ、「下水道法」による特定施設に該当→敦賀市へ届出

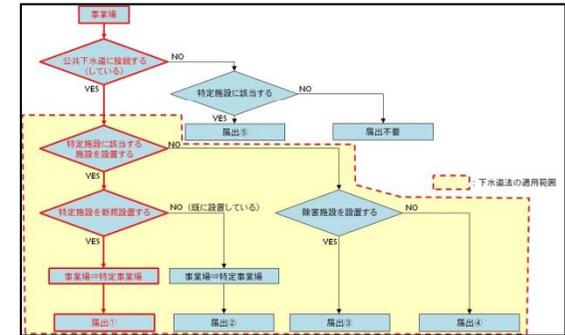
⑤-1 特定施設に係る届出のケーススタディ（届出①の場合）

★排水設備工事の申請も含めた、申請に係る届出のケーススタディを行います。（排水設備工事に係る件は指定工事店が代行）



⑤-1 特定施設に係る届出のケーススタディ（届出①の場合）

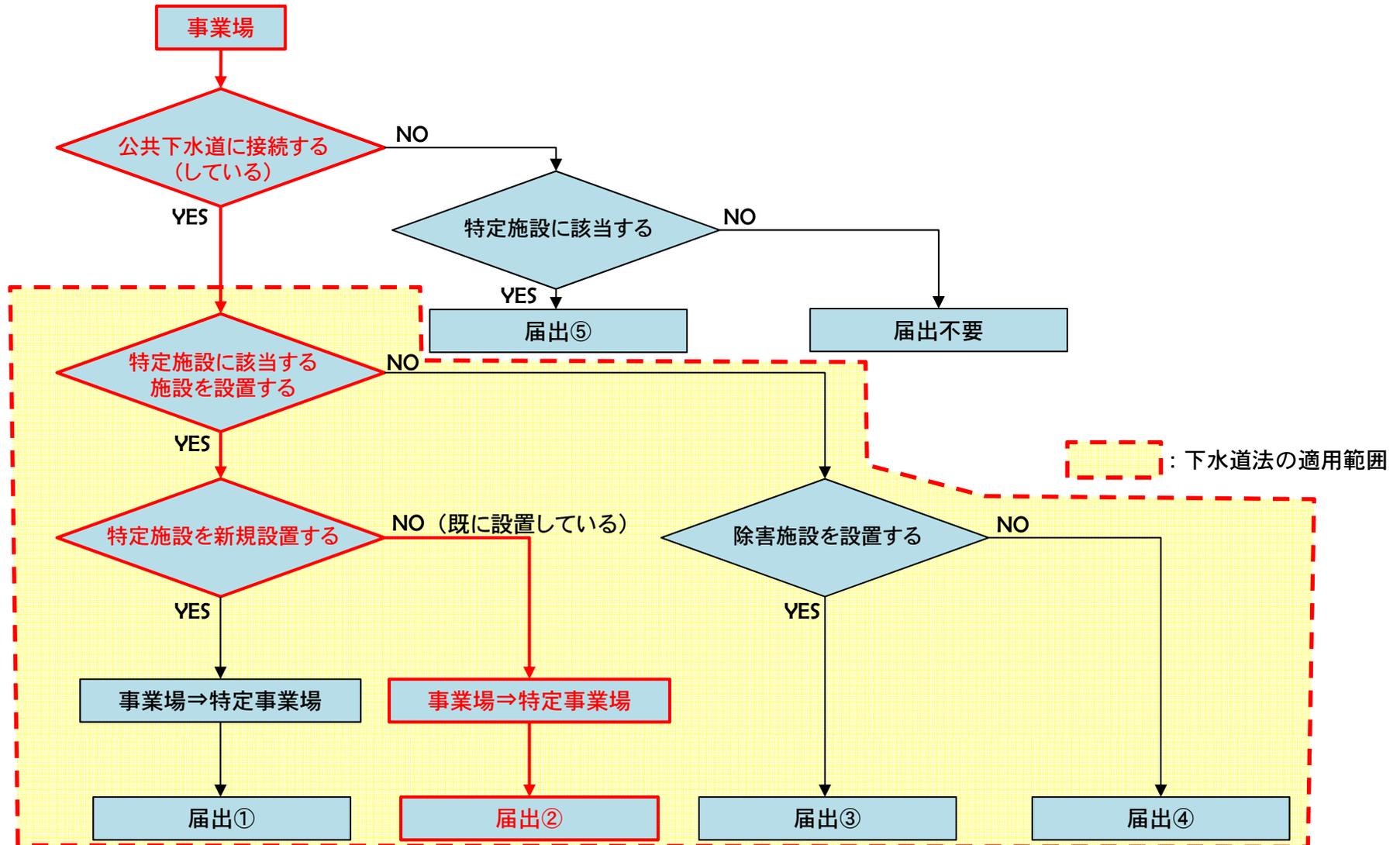
- ★新たに特定施設を設置し、公共下水道へ排水を行う場合に、必要な届出は以下の3種類です。
届出①の場合、下水道法第12条の3第1項の適用となります。
- ・ 特定施設設置届出書
⇒水濁法等適用に基づき福井県へ届出した写又は福井県からの受理書の写を添付してください。
 - ・ 除害施設（新設）届出書
⇒除害施設の選定根拠を添付してください。（容量計算書等）
 - ・ 排水設備等計画確認申請書



届出種類	届出時期
<p>【特定施設設置届出書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県受理書（写） 又は県への届出（写） 添付図 別紙2 除害施設 別紙1 特定施設 特定施設設置届出書 	<p>【除害施設届出書】</p> <ul style="list-style-type: none"> カタログ、図面等 除害施設容量計算書 除害施設届出書
	<p>【排水設備等計画確認申請書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦断面図 配置図 排水設備等計画確認申請書
	<p>着工予定日の60日前まで （実施制限期間60日）</p>
	<p>工事着工前</p>
	<p>工事着工前</p>

⑤-2 特定施設に係る届出のケーススタディ（届出②の場合）

★排水設備工事の申請も含めた、申請に係る届出のケーススタディを行います。（排水設備工事に係る件は指定工事店が代行）

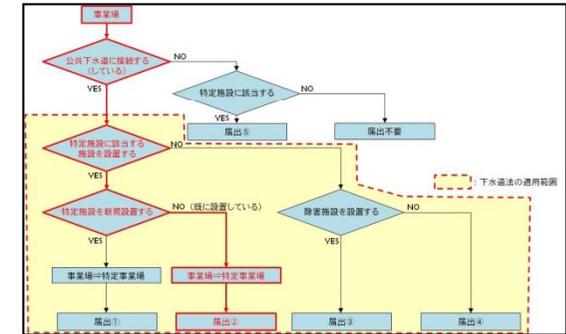


⑤-2 特定施設に係る届出のケーススタディ（届出②の場合）

★既に設置してある特定施設、又は新たに特定施設に指定された施設を公共下水道から排水する場合、以下の3種類の届出が必要となります。

届出②の場合、下水道法第12条の3第2項又は第3項の適用となります。

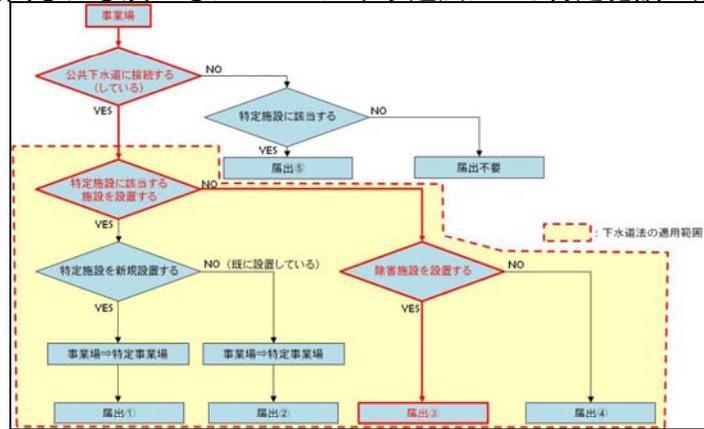
- ・ 特定施設使用届出書
⇒水濁法等適用に基づき、福井県へ提出した写又は福井県からの受理書の写を添付してください。
- ・ 除害施設（新設）届出書
⇒除害施設の選定根拠を添付してください。（容量計算書等）
- ・ 排水設備等計画確認申請書



届出種類	届出時期
<p>【特定施設使用届出書】</p> <p>県受理書（写） 又は県への届出（写）</p> <p>添付図</p> <p>別紙2 除害施設</p> <p>別紙1 特定施設</p> <p>特定施設使用届出書</p>	<p>使用開始から30日以内</p>
<p>【除害施設届出書】</p> <p>カタログ、図面等</p> <p>除害施設容量計算書</p> <p>除害施設届出書</p>	<p>工事着工前</p>
<p>【排水設備等計画確認申請書】</p> <p>縦断面図</p> <p>配置図</p> <p>排水設備等計画確認申請書</p>	<p>工事着工前</p>

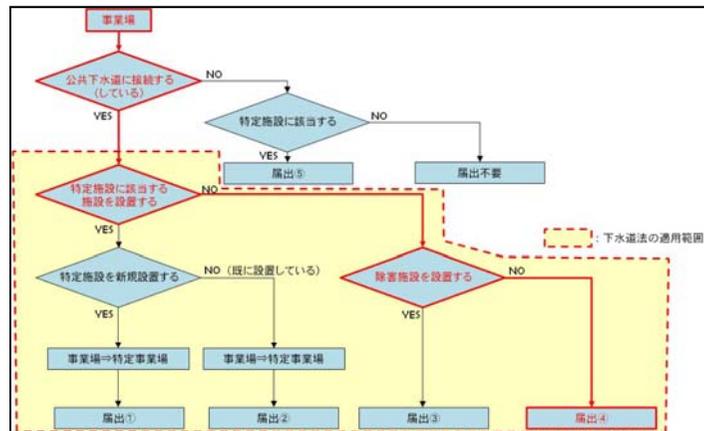
⑤-3 下水道法による特定施設以外の届出のケーススタディ（届出③、④及び⑤）

★届出③、④及び⑤については下水道法による特定施設の適用範囲外となります。



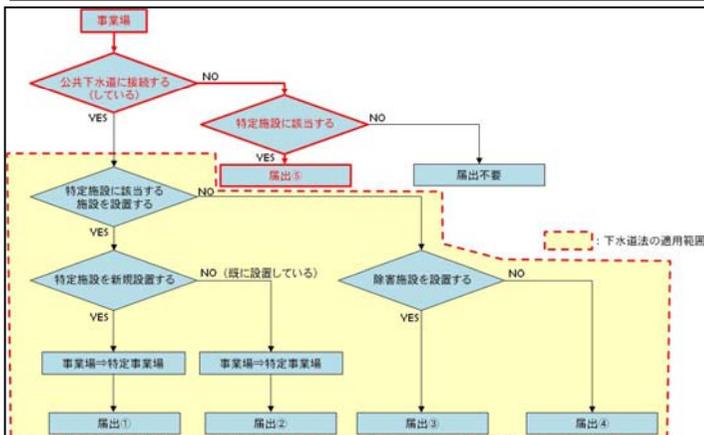
【届出③について】

特定施設には該当しなくても、除害施設を設置していただく場合があります。必要の有無について悩む場合は、下水道課に相談してください。
 (レストラン、居酒屋、美容室、歯科、整形外科病院等)
 必要な届出は以下のとおりです。
 ・除害施設設置届



【届出④について】

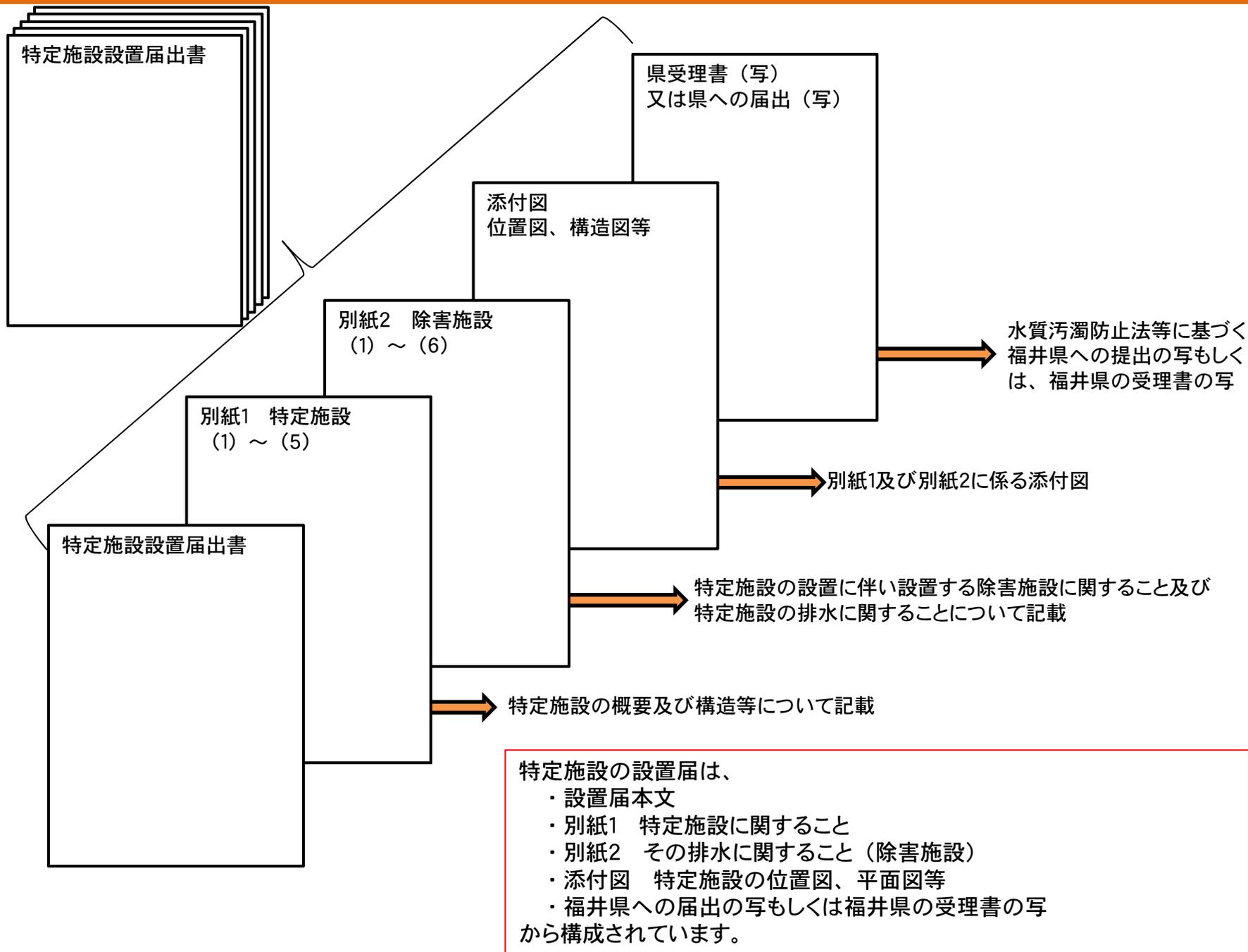
特定施設に該当せず、除害施設も設置不要な場合の必要な届出は以下のとおりです。(通常の排水設備工事と同様)
 ・排水設備等計画確認申請書



【届出⑤について】

特定施設に該当するが、公共下水道に排水はしない場合、下水道法による敦賀市への届出は不要となりますが、水濁法等による福井県への届出は必要となりますのでご注意ください。

⑥ 特定施設設置届の構成



⑦ 特定施設設置届の記載例 (1/8)

★届出として多い、ガソリンスタンドを例に、届出書を作成します。

様式第6 (第8条関係)

特定施設設置届出書

平成 29年 7月 1日

敦 賀 市 長 殿

申請者 住所 敦賀市〇〇町××番地口
 氏名 株式会社 下水道
 代表取締役 下水 太郎
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 (電話番号 0770-〇〇-××××)

下水道法第12条の3第1項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第1項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	開下水道石油	*整理番号	
工場又は事業場の所在地	敦賀市〇〇町×番地	*受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類	71 自動式車両洗浄施設	*施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	*審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	*備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり		
△下水の量及び水質	別紙のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 2 *印の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格とすること。

申請者の住所、氏名、電話番号等を記入してください。

- ・工場又は事業場の名称を記入してください。
- ・工場又は事業場の所在地を記入してください。
- ・特定施設の種 類を記入します。
 ★種 類は、特定施設一覧表から番号と名称を記入してください。
 ★よくある記載間違い：「除害施設」
 ⇒除害施設は下水排除基準を守るために設置する施設であり、特定施設の種 類ではありません。

受理年月日より、市が承認するまで（最長で60日間）は設置工事に着工できません。

⑦ 特定施設設置届の記載例 (2/8)

★別紙1 (1) ~ (3) ★事業場の概要及び操業系統について記入します。

別紙 1

工場又は事業場の概要

1. 特定施設の構造及び使用の方法

(1) 工場又は事業場の規模等

業 種	ガソリンスタンド	資本金	1,000万円	敷地面積	1,000㎡
操業年月日	平成29年7月1日	従業員数	10人	作業場面積	500㎡
操業時間	9時~21時 (12時間)	休業日	日曜日	除害施設 管理責任者	下水 太郎

(2) 主要製品名及び生産量

ガソリンスタンド

(3) 操業の系統 (作業工程フローシート)

入庫 → 洗車 → 出庫
↓
油水分離槽 → 排水

事業場の規模等を記入してください。

・事業場の主要製品及び生産量について記入してください。
★製品の生産等を行う業種でない場合、主たる業種を記入してください。

・事業場の作業工程について記入してください。
★別紙図として添付していただいても構いません。

⑦ 特定施設設置届の記載例 (3/8)

★別紙1(4)、(5) ★特定施設の種類構造について記入してください。

(4) 特定施設等の種類、構造、使用時間及び使用原材料

施設番号	1					
施設の名	自動式車両 洗浄施設					
型 式	〇〇型					
構 造	鉄製、ステ ンレス製等					
主 要 寸 法	〇〇×〇〇					
能 力	1時間当た り約12台					
工 事 着 手 (予定)年月日	平成29年 10月1日					
工 事 完 成 (予定)年月日	平成29年 10月30日					
使 用 開 始 (予定)年月日	平成29年 11月1日					
使用時間間隔及 び1日あたりの 使 用 時 間	9:00-20:00 11時間					
季節変動の概要	なし					
使用原材料の 種類、使用方法 及び使用量	シャンプー 100L/台					
そ の 他						

各項目について記入してください。
特定施設を複数設置する場合、添付する平面図
にも施設番号を記入し、整合してください。

(5) 特定施設等の設置場所及び特定施設等に関する機械・装置の配置 別添第(1)
図のとおり

・特定施設の構造図、平面図等
・特定事業場の位置図、配置図等
を添付してください。

★別紙2 (1) ★除害施設について記入してください。

別紙2

除害施設の構造及び使用の方法

2. 汚水等の処理方法、下水の量及び水質、用排水の系統

(1) 汚水等の処理の系統 (フローシート) 及びその説明

上水道 → 自動式車両洗浄施設 → 油水分離槽 → 公共下水道

公共枳までの排水フローを記入してください。
添付図でもかまいません。

⑦ 特定施設設置届の記載例 (5/8)

★別紙2 (2)、(3) ★除害施設の種類構造について記入してください。

(2) 処理施設の種類、構造、使用時間及び消耗資材

処理施設の名称	油水分離槽				
型式	〇〇型				
構造	コンクリート 3槽式				
主要寸法	〇×〇×〇				
付属機器類					
能力	〇m ³ /時				
処理の方式	沈殿浮遊自然 分離式				
工事着手 (予定)年月日	H29.10.1				
工事完成 (予定)年月日	H29.10.30				
使用開始 (予定)年月日	H29.11.1				
使用時間間隔 及び1日あたりの使用時間	24時間				
季節変動の概 要	無し				
消耗資材の 種類、用途 及び使用量	無し				
その他					

各項目について記入してください。

(3) 処理施設の設置場所及び配置 添付第(2)図のとおり

除害施設の位置図、構造図を添付してください。

⑦ 特定施設設置届の記載例 (6/8)

★別紙2 (4) ★除害施設からの排水量及び水質について記入してください。

(4) 処理施設別 汚水量及び水質

処理施設の名称		油水分離槽					
汚水量 (m ³ /日)	通常	1.8					
	最大	9					
水質 (単位mg/ℓ・pHを除く)	pH	処理前	7~8				
		処理後	7~8				
	CN	処理前					
		処理後					
	Cr	処理前					
		処理後					
	Cr (VI)	処理前					
		処理後					
	Zn	処理前					
		処理後					
		処理前					
		処理後					
		処理前					
		処理後					
		処理前					
		処理後					
	処理前						
	処理後						

各項目について記入してください。

想定される水質がある場合、追加記入してください。

⑦ 特定施設設置届の記載例 (7/8)

★別紙2 (5) ★公共下水道へ排水する量及び水質について記入してください。

(5) 公共下水道へ排除する下水の量及び水質

排水口番号		1							
排水口の名称		下水公共槽							
排水量 (m ³ /日)	通常	1.8							
	最大	9							
pH	通常	7~8							
	最大	7~8							
C N	通常								
	最大								
C r	通常								
	最大								
C r (VI)	通常								
	最大								
Z n	通常								
	最大								
水質 (単位 mg / ℓ ・ pHを除く)	通常								
	最大								
	通常								
	最大								
	通常								
	最大								
	通常								
	最大								
	通常								
	最大								
	通常								
	最大								
	通常								
	最大								

各項目について記入してください。

想定される水質がある場合、追加記入してください。

⑦ 特定施設設置届の記載例 (8/8)

★別紙2 (6) ★特定施設から排出される水質について記入してください。

(6) 特定施設等から排出される汚水等の汚染状態

施設の種類		自動式車両洗淨施設					
汚水量 (m ³ /日)	通常	1.8					
	最大	9					
pH	通常	7~8					
	最大	7~8					
C N	通常						
	最大						
C r	通常						
	最大						
C r (VI)	通常						
	最大						
Z n	通常						
	最大						
	通常						
	最大						
	通常						
	最大						
	通常						
	最大						
	通常						
	最大						
	通常						
	最大						
	通常						
	最大						

各項目について記入してください。

想定される水質がある場合、追加記入してください。

(単位mg/ℓ・pHを除く)

特定施設からの排水は、下水処理場の機能低下や敦賀湾の水質悪化を招くおそれがあります。特定施設を設置する場合は、速やかに届出を行ってください。

御不明な点については、下水道課まで相談してください。

問い合わせ先
敦賀市水道部下水道課
〒914-0073敦賀市天筒町5番9号（敦賀市天筒浄化センター2階）
TEL：0770-22-8145
FAX：0770-24-0410